

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岡山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	6 件

## 第1 委員会の結論

申立人に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。しかし、申立人は、申立期間①から⑦までの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年3月31日は9万円、同年6月30日は50万1,000円、同年12月30日は65万1,000円、17年3月31日は13万5,000円、同年6月30日は27万2,000円、同年12月29日は18万1,000円、18年3月31日は3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月31日  
② 平成16年6月30日  
③ 平成16年12月30日  
④ 平成17年3月31日  
⑤ 平成17年6月30日  
⑥ 平成17年12月29日  
⑦ 平成18年3月31日  
⑧ 平成18年6月30日  
⑨ 平成18年12月30日

A社から申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）の記録によるとA社が社会保険事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。この賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所が保管している賞与の支給及び厚生年金保険料等の控除に関する資料（給与項目一覧表）から、申立人は、申立期間①から⑦まで

については、事業主から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑦までの標準賞与額については、控除された厚生年金保険料額に見合う標準賞与額から、平成 16 年 3 月 31 日は 9 万円、同年 6 月 30 日は 50 万 1,000 円、同年 12 月 30 日は 65 万 1,000 円、17 年 3 月 31 日は 13 万 5,000 円、同年 6 月 30 日は 27 万 2,000 円、同年 12 月 29 日は 18 万 1,000 円、18 年 3 月 31 日は 3 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主は、申立期間の賞与に係る事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間⑧及び⑨については、当該賞与から厚生年金保険料が事業主により控除されていない。

また、A社の事業主が保管する給与項目一覧表から、申立人は事業主から申立期間①から⑦までの賞与とは別に賞与の支給を受けていたことが確認できるが、当該賞与からは厚生年金保険料が事業主により控除されていない。

このほか、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間のうち、別の給与項目一覧表の①から⑦まで、並びに⑧及び⑨に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人に係る申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされている。しかし、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成18年7月及び同年8月は24万円、同年9月から同年11月までは22万円、同年12月及び19年1月は24万円、同年2月は22万円、同年3月から同年5月までは24万円、同年6月及び同年7月は22万円、同年8月は24万円、同年9月は22万円、同年10月から同年12月までは24万円、20年1月及び同年2月は22万円、同年3月は24万円、同年4月は22万円、同年5月は24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月1日から20年6月1日まで

平成17年10月ごろからA社に勤務しており、18年7月に厚生年金保険に加入した。申立期間の給与月額は22万円から24万円であるのに、標準報酬月額が平成18年7月から19年8月までは9万8,000円、同年9月から20年5月までは14万2,000円と給与月額に比べ低くなっているため、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人に係る申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年7月及び同年8月は24万円、同年9月から同年11月までは22万円、同年12月及び19年1月は24万円、同年2月は22万円、同年3月から同年5月までは24万円、同年6月及び同年7月は22万円、同年8月は24万円、同年9月は22万円、同年10月から同年12月までは24万円、20年1月及び同年2月は22万円、同年3月は24万円、同年4月は22万円、同年5月は24万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付の義務の履行については、事業主は、平成18年7月から19年8月までは9万8,000円、19年9月から20年5月までは14万2,000円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めている上、「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」の標準報酬月額は、年金事務所が記録する標準報酬月額と一致していることから、事業主は、給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人がその主張する昭和 40 年 1 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められることから、申立人の同資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 37 年 12 月から 38 年 9 月までを 9,000 円、同年 10 月から 39 年 12 月までを 1 万 2,000 円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月 9 日から 39 年 12 月ごろまで  
昭和 35 年 10 月 1 日に A 社に入社し、長男を出産した 39 年\*月ごろまで勤務したにもかかわらず、37 年 12 月以降の厚生年金保険の加入記録が無い。独身のときは寮に住み込みで勤務し、結婚後は A 社近くに居住して勤務していたので納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚（複数）の証言及び社員旅行の写真（昭和 38 年 5 月撮影）から、申立人は申立期間において申立てに係る事業所に勤務していたと推認できる。

また、申立てに係る事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格の喪失日は、当初、昭和 40 年 1 月 31 日とされていたものが、さかのぼって 37 年 12 月 9 日に訂正されているところ、38 年 10 月に標準報酬月額の定時決定が行われていることが認められる。これらの記録を前提とすると、事業主は申立人が昭和 37 年 12 月 9 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の届出を行ったとは考え難い。

さらに、申立人の同僚（複数）は、「申立人は、B の工員として 2 交代制で勤務しており、退職するまで勤務時間や勤務形態に変更はなかった。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、上記資格喪失に係る記録の訂正は有効なものとは認められず、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和 40 年 1 月 31 日であったものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和 37 年 12 月から 38 年 9 月までを 9,000 円、同年 10 月から 39 年 12 月までを 1 万 2,000 円とすることが必要である。

## 岡山厚生年金 事案 1016

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和59年9月1日に、喪失日に係る記録を60年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年9月1日から60年6月21日まで

申立期間において、A社で雇用保険に加入していた記録が見つかった。同事業所では厚生年金保険にも加入していたはずなので厚生年金保険の加入記録を調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人の同僚（当時）の証言から、申立人は申立期間において申立てに係る事業所に勤務していたと認められる。

また、申立人の同僚は、「申立人は営業職の正社員であり、正社員は入社後すぐに厚生年金保険に加入し、保険料を給与から控除されていた。」と証言している上、当時営業職であった同僚には厚生年金保険の加入記録を確認できる。

さらに、オンライン記録から、申立てに係る事業所における厚生年金保険の被保険者期間が短期間（1年未満）である者が確認でき、同事業所は入社後すぐに厚生年金保険に加入させ、厚生年金保険料を給与から控除していたことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和59年9月に雇用保険の被保険者資格を取得した際の記録から、18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、同資格の喪失届

を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは考え難いことから、当該届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 59 年 9 月から 60 年 5 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 岡山厚生年金 事案 1017

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所における被保険者資格の取得日に係る記録を昭和33年4月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月26日から同年5月1日まで

昭和28年4月1日にB社C事業所に入社以来、平成2年5月26日までB社に勤務したが、A事業所に転勤となった直後の申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。当時の給与明細書は無いが、妻の記録した家計簿に給与が支給されている記録があり、継続して雇用されているのが確認できるので厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人の在籍期間証明書、雇用保険の加入記録並びに申立人が所持する当時のスケジュール帳及び家計簿から、申立人が申立期間においてB社A事業所に継続して勤務（昭和33年4月26日にD事業所からA事業所に異動）し、申立期間の厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における昭和33年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 岡山厚生年金 事案 1018

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月1日は34万5,000円に、17年12月1日は36万円に、18年6月1日は38万円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 1 日  
② 平成 17 年 12 月 1 日  
③ 平成 18 年 6 月 1 日

A社から支給を受けた賞与のうち、申立期間における賞与に係る被保険者記録が無い。所持している賞与支給明細書において保険料控除が確認できるため、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細書の厚生年金保険料控除額から、平成15年12月1日は34万5,000円に、17年12月1日は36万円に、18年6月1日は38万円にすることが必要である。

なお、申立てに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれを納付する義務を履行していないと認められる。

## 岡山厚生年金 事案 1023

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在はB社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和47年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年2月29日から同年3月1日まで

昭和42年3月11日にA社に入社し、途中部内転勤はあったが、平成20年4月30日まで継続して勤務しているにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の社員台帳及び同事業所の回答から、申立人は、申立てに係る事業所に勤務し（昭和47年3月1日にA社からB社C事務所に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るオンライン記録（昭和46年7月の標準報酬月額）から、8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が申立人に係る被保険者資格の喪失日を昭和47年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月29日と誤って記載することは考え難いことから、事業主は同日をその喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、これを履行していないと認められる。

## 岡山厚生年金 事案 1024

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社本店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日及びA社B支店における同資格の取得日に係る記録を昭和34年2月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和34年2月1日から同年3月17日まで

昭和32年4月1日にA社に入社し、34年2月16日に本店からB支店に転勤したことはあるが、平成6年3月1日に退職するまで継続して同社に勤務しており、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する在籍証明書、雇用保険の被保険者記録及びC国民健康保険組合の加入記録から、申立人は、A社に勤務し（昭和34年2月16日に本店からB支店に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るオンライン記録（昭和34年3月の標準報酬月額）から、1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 5 月 21 日から 40 年 9 月 1 日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の A 社（昭和 39 年 12 月に B 社に社名変更）における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を 39 年 5 月 21 日に、同資格の喪失日に係る記録を 40 年 9 月 1 日とし、上記期間の標準報酬月額を、39 年 5 月から同年 9 月までは 1 万 4,000 円、同年 10 月から 40 年 8 月までは 1 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月から 40 年 9 月 1 日まで

昭和 39 年 3 月に高校を卒業してすぐに A 社に就職し、同年 5 月ころ、新たに子会社（C 社）を設立するため、男性 4 人、女性 2 人が異動した。しかし、昭和 39 年 3 月から同年 5 月ころまでの期間及び同月から 40 年 8 月末までの期間について、それぞれ、A 社及び C 社における厚生年金保険の加入記録が無いので、これらの期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 39 年 5 月 21 日から 40 年 9 月 1 日までについて、雇用保険の被保険者記録、C 社が保管する申立人の従業員名簿及び同事業所の回答から、申立人は、C 社に勤務していたと認められる。

また、C 社の事業主は、「申立人は、昭和 39 年 5 月 21 日から 41 年 8 月 20 日まで勤務したことが確認でき、当社が保管する申立人に係る 39 年 12 月期及び 40 年夏期の賞与明細書に失業保険料の控除が記載されており、当時は失業保険と一緒に健康保険及び厚生年金保険も加入していたことから、厚生年金保険料も給与から控除していたはずである。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、上記期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、C 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 40 年 9 月 1 日であり、申立人の同僚（当時）は、同社が適用事業所となった日より前の期間においては、A 社における被保険者となっていることから、申立人の場合

も、C社が適用事業所となるまではA社において被保険者であったと考えるのが相当である。

なお、昭和 39 年 5 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、申立人と同時期に入社した申立人と同年齢の被保険者の記録から、39 年 5 月から同年 9 月までは 1 万 4,000 円、同年 10 月から 40 年 8 月までは 1 万 6,000 円とすることが必要である。

また、事業主が申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に喪失届等が提出されることとなるが、そのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）がこれらの届出を記録していないことは考え難く、事業主からこれらの届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 39 年 5 月から 40 年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれを履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 39 年 3 月から同年 5 月 20 日までについては、申立人の同僚（一人）は、「申立人は、A社に同年 3 月ころから勤務していた。」と証言しているものの、申立人の厚生年金保険の加入及び保険料控除の状況についての証言が得られなかった。

また、A社の当時の事業主及び経理担当者は既に死亡しており、証言が得られない。

さらに、申立人に係る上記期間の厚生年金保険料の控除について推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち、昭和 39 年 3 月から同年 5 月 20 日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C部における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和30年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月21日から同年7月1日まで

昭和27年6月28日にA社C部（D工場）に就職して、平成3年11月21日に退職するまで一貫して同事業所に勤務していたので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録、雇用保険の被保険者記録、健康保険資格喪失証明書及び申立人の同僚（複数）の証言から、申立人がA社C部に勤務し（昭和30年5月21日にE社D工場からA社C部に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C部に係る社会保険事務所（当時）の記録（昭和30年7月の標準報酬月額）から、8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月1日から47年5月1日までの期間、50年4月1日から同年10月1日までの期間及び60年9月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、上記期間の標準報酬月額に係る記録を、46年10月から47年4月までは7万2,000円に、50年4月から同年9月までは12万6,000円に、60年9月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月10日から63年4月12日まで

「ねんきん定期便」に記載されている記録のうち、A社（現在は、B社）に勤務していた期間の厚生年金保険の記録が給与明細書と異なっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和46年10月1日から47年3月1日までの期間、同年4月1日から同年5月1日までの期間、50年4月1日から同年10月1日までの期間及び60年9月1日から同年10月1日までの期間について、申立人が所持する給与明細書から、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が所持する給与明細書から、昭和46年10月から47年2月まで及び同年4月は7万2,000円に、50年4月から同年9月までは12万6,000円に、60年9月は28万円に訂正することが必要である。

また、昭和47年3月については給与明細書等の資料は無いものの、同年

2月及び同年4月の給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額と同額が控除されていたと推認できることから、同期間の標準報酬月額を7万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和45年7月から46年1月までの期間、同年3月から同年9月までの期間、47年5月、同年7月から同年12月までの期間、48年2月から同年6月までの期間、同年8月から50年3月までの期間、同年10月から52年4月までの期間、同年6月から53年10月までの期間、54年2月、同年4月から55年12月までの期間、57年4月から同年9月までの期間、同年11月及び同年12月、58年2月から60年2月までの期間、同年4月から同年7月までの期間、同年10月、同年12月及び61年1月、同年3月から同年8月までの期間及び61年11月については、オンライン記録上の標準報酬月額が給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額に基づく標準報酬月額を超えていることから、当該期間に係る記録を訂正する必要は認められない。

また、昭和46年2月は、給与明細書により厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。昭和47年6月、48年1月、同年7月、52年5月、53年11月から54年1月までの期間、同年3月、56年1月から57年3月までの期間、同年10月、58年1月、60年3月、同年8月、同年11月、61年2月、同年9月、同年10月及び同年12月から63年3月までの期間については、申立人は、給与明細書を所持しておらず、当該期間に係る申立人の報酬の総額及び保険料控除額を確認できない。

さらに、申立てに係る事業所は、「申立人に係る昭和47年6月、48年1月、同年7月、52年5月、53年11月から54年1月までの期間、同年3月、56年1月から57年3月までの期間、同年10月、58年1月、60年3月、同年8月、同年11月、61年2月、同年9月、同年10月及び同年12月から63年3月までの期間の標準報酬月額を確認できる関連資料は無く、当時の担当者もいないため不明である。」旨回答をしている。

加えて、昭和47年6月、48年1月、同年7月、52年5月、53年11月から54年1月までの期間、同年3月、56年1月から57年3月までの期間、同年10月、58年1月、60年3月、同年8月、同年11月、61年2月、同年9月、同年10月及び同年12月から63年3月までの期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを推認できる関連資料等は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記期間について、申立人が厚生年金保

険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和46年1月9日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月9日から46年1月9日まで

昭和33年7月にA社に就職し、46年1月8日に退職するまで継続して運転手として勤務したため、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が所持する辞令書及び給与明細書（昭和45年1月分から46年1月分まで（昭和45年6月分及び同年9月分を除く。））から、申立人が、申立期間において申立てに係る事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立てに係る事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和45年1月9日と記録されているにもかかわらず、同年10月の標準報酬月額の定時決定が記録されている上、同資格の喪失の進達日が資格喪失日とされている日から約1年後の46年1月20日と記録されており、申立人が45年1月9日に同資格を喪失した旨の届出が行われたとは考え難い。

さらに、申立てに係る事業所は、「申立人が昭和46年1月8日に退職したことは間違いなく、申立てどおりの資格喪失に関する届出を行ったはずである。」旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和46年1月9日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、8万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和37年6月1日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月30日から同年6月1日まで

昭和36年にA社に入社してB支店に配属された後、37年7月にC支店に転勤するまで継続して勤務しており、途中で退職していないにもかかわらず、同年5月の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間において、A社B支店に勤務していたことが確認できる。

また、A社の事業を承継したD社の人事担当者は、「継続して勤務している以上、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたと思われる。」旨回答しており、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、A社B支店は、昭和37年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人の厚生年金保険被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る社会保険事務所（当時）の記録（昭和37年4月の標準報酬月額）から、2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が残っておらず不明としており、これを推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対

して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 岡山国民年金 事案 761

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの期間及び平成元年11月から6年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から48年3月まで  
② 平成元年11月から6年10月まで

60歳になったころ、市役所から国民年金保険料の未納期間があるとの通知があったため、市の担当課において未納となっていた国民年金保険料すべてを現金で納付したにもかかわらず、申立期間①が未納となっていることに納得できない。

また、この保険料を納付したとき、60歳到達後の国民年金任意加入制度のことを聞いたので、後日、任意加入手続を行い、5年分の国民年金保険料をまとめて納付したのに、申立期間②が未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳に到達したころに申立期間①の国民年金保険料を納付したと主張しているが、その時点では、同期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。また、申立人が60歳に到達した時点では、申立期間①の国民年金保険料は過年度保険料となるが、申立人が居住している市では、当時、過年度保険料を収納することはなかったと回答しており、同市の担当課で申立期間①の国民年金保険料を納付したとする申立内容には不自然さが見受けられる。

さらに、オンライン記録から、申立人は、申立期間②中の平成2年10月に、厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できるが、厚生年金保険被保険者は、制度上、国民年金の被保険者となることはできず、仮に申立人が厚生年金保険被保険者となっている期間の国民年金保険料を納付していた場

合、その国民年金保険料については申立人に還付されることとなるが、保険料還付の記録は見当たらない上、5年分の国民年金保険料を前納することはできず、60歳到達後に国民年金に任意加入し、5年分の国民年金保険料をまとめて納付したとする申立人の主張には不自然な点が認められる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの期間及び63年1月から平成3年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から48年3月まで  
② 昭和63年1月から平成3年12月まで

60歳になったころ、市役所から国民年金保険料の未納期間があるとの通知があったため、市の担当課において未納となっていた国民年金保険料すべてを現金で納付したにもかかわらず、申立期間①が未納となっていることに納得できない。

また、この保険料を納付したとき、60歳到達後の国民年金任意加入制度のことを聞いたので、後日、任意加入手続きを行い、5年分の国民年金保険料をまとめて納付したのに、申立期間②が未加入となっていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が60歳に到達したころに申立人に係る申立期間①の国民年金保険料を納付したと主張しているが、その時点では、同期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。また、申立人が60歳に到達した時点では、申立期間①の国民年金保険料は過年度保険料となるが、申立人が居住している市では、当時、過年度保険料を収納することはなかったと回答しており、同市の担当課で申立期間①の国民年金保険料を納付したとする申立内容には不自然さが見受けられる。

さらに、オンライン記録から、申立人は、申立期間②中の平成2年10月に、厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できるが、厚生年金保険被

保険者は、制度上、国民年金の被保険者となることはできず、仮に申立人が厚生年金保険被保険者となっている期間の国民年金保険料を納付していた場合、その国民年金保険料については申立人に還付されることとなるが、当該保険料に係る還付の記録は見当たらない上、5年分の国民年金保険料を前納することはできず、5年分の国民年金保険料をまとめて納付したとする申立人の主張には不自然な点が認められる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

大学院 1 回生であった昭和 61 年に、20 歳以上の学生は国民年金に任意加入できることを知った。当時奨学金を受給しており生活に余裕があったため、昭和 61 年の 1 月か 2 月ごろ当時住民票のあった市において国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付をするよう父親に依頼し、帰省した際に父親に 1 年分の保険料として 8 万円ないし 9 万円程度を 2 回に分けて渡した。国民年金の加入手続と保険料の納付は母親が行ったと思うが、母親は病气療養中で話を聞くことができない上、父親は既に死亡し、当時の領収書なども紛失してしまった。

しかし、申立期間の国民年金保険料を納付したはずなので、納付記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間において住民票のあった市に申立人に係る国民年金被保険者名簿は無く、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいても、払出記録を確認することができない上、申立人は国民年金手帳の交付を受けた記憶が定かでないなど、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを依頼したとする父親は既に死亡しており、母親から聴取することもできず、当時の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわ

せる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岡山国民年金 事案 764

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 10 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月から 55 年 3 月まで

事業所を退職した昭和 52 年 10 月に市役所において国民年金の加入手続を行い、その際に、同年 7 月から国民年金に任意加入していた夫の強制加入の種別変更手続を行った。それ以降は夫婦の国民年金保険料を一緒に定期的に納付してきたにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納となっており、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 52 年 10 月に国民年金の加入手続を行った際にその夫の国民年金被保険者資格の変更手続（任意から強制に変更）を行った旨主張するが、国民年金被保険者名簿等から、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 56 年 2 月に払い出され、申立人は 52 年 10 月にさかのぼって国民年金に加入していること、ii) 申立人の夫の国民年金被保険者資格は 56 年 1 月に、52 年 10 月にさかのぼって任意から強制に切り替えられていることが確認でき、これらの手続を 52 年 10 月に行ったとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立人が国民年金に加入したとみられる昭和 56 年 2 月時点では、申立期間の一部（昭和 52 年 10 月から 53 年 12 月まで）の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 4 月ごろまでの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 4 月ごろまで

昭和 36 年 1 月に結婚し、夫（当時）の実家に仕事、家事のために毎日通っていた。時期は覚えていないが、その実家に来た国民年金の集金人から、「昭和 36 年 4 月に国民年金は強制加入となったので、国民年金保険料を納付してください。」と言われ、義母の勧めもあり、昭和 36 年 4 月以降の保険料を納付した。何か月分の国民年金保険料を納付したか覚えていないが、夫婦二人分の保険料をまとめて数回納付したのを覚えており、申立期間の国民年金保険料が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 44 年 3 月に払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料の納付時期、納付期間及び納付金額についての記憶は定かでない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 7 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月から 55 年 3 月まで  
20 歳になった昭和 51 年\*月に、父親が国民年金の加入手続を行い、55 年 3 月に大学を卒業するまで国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間が国民年金に未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 58 年 3 月に払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人は申立期間においては、国民年金の任意加入の対象者（学生）であり、同期間にさかのぼって加入することはできない。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の父親は既に死亡しており、申立期間に係る国民年金保険料の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 1019

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月 2 日から 53 年 7 月 1 日まで  
A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額は、全般的に実際に支給された給与額に比べ低額となっていると感じられ、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人が当時同じ職種であったとする同僚（複数）の標準報酬月額は、申立人とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚のそれと比べ特段低額であるという状況は見当たらない。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に標準報酬月額がさかのぼって低く訂正されたような形跡はなく、事務処理に不自然さはみられない。

さらに、申立てに係る事業所は、「賃金台帳等の関係資料は残っておらず、申立人に係る給与額及び保険料控除額を確認できない。」と回答している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 1020

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 5 日から 41 年 12 月 10 日まで  
雇用保険の適用事業所名は不明であるが、申立期間に雇用保険の被保険者であったことが確認できた。当時はA社に勤めており、A社かその関連事業所であったB社又はC社において、雇用保険と厚生年金保険にセットで加入し保険料を納付していたと思う。厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する血液群判定表並びに申立人及びその同僚の雇用保険の加入記録（事業所番号）から、申立人は、申立期間において、A社に所属し、その関連事業所であったC社において雇用保険に加入していたと推認できる。

しかしながら、申立人の同僚6人のうち3人はC社における厚生年金保険の加入記録が確認できない上、これら同僚6人及び同社の事業主は既に死亡し、又は病气療養中であり、申立人に係る厚生年金保険の加入状況について証言を得ることができない。

また、申立期間当時、C社における厚生年金保険の加入記録がある従業員4人（同僚3人を除く。）は、申立人のことを知らない旨回答している上、同社における厚生年金保険の取扱いについて証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、申立期間において、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 1021

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月ごろから 35 年 9 月ごろまでの間の 2 年程度

申立期間において、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚（当時）の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたと推認できる。

しかしながら、申立人は給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかについて具体的に記憶しておらず、申立てに係る事業所は、「申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたかどうかは不明である。」と回答している。

また、申立人が同じ時期に入社したとする同僚は、「申立てに係る事業所においては入社当初から厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と証言している上、同事業所では、この同僚が厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和 34 年 4 月 1 日に一斉に 83 人が同資格を取得しており、それまでの期間は、必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと推認できる。

さらに、申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 1022

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月 ごろから同年 12 月 ごろまで  
ねんきん特別便により A 社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無いことを知った。同事業所では、月曜から土曜までの週 6 日、朝 8 時から午後 5 時までの勤務で、電子部品の組立業務に従事していたので、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る事業所において、厚生年金保険の被保険者記録のある従業員の名前を記憶しており、勤務期間は特定できないものの同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所は、平成 2 年ごろから休業しており申立人に係る関係資料が残されておらず、事業主は、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明と回答している上、被保険者記録のある従業員は申立人のことを覚えておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての証言を得ることはできなかった。

また、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 1030

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月から 34 年 12 月まで  
② 昭和 35 年 5 月から 36 年 10 月まで  
③ 昭和 37 年 8 月から 39 年 5 月まで

昭和 29 年 4 月、A社に入社し、B加工作業に従事して 34 年 12 月まで勤務した。

また、C社においてB技能士として昭和 35 年 5 月から 36 年 10 月まで勤務し、健康保険証を支給されたことも覚えている。

さらに、D社においてB技能士として昭和 37 年 8 月から 39 年 5 月まで勤務し、健康保険証を支給されたことも覚えている。

上記 3 事業所における厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①当時、「A社に勤務していた。」と主張しているが、A社は、「当時の関係資料は無く、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等については確認できない。」と回答している上、申立期間①において厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員のうち、回答のあった者(41人)は、「申立人のことを知らない。」と証言しており、申立人に係る勤務の実態は確認できない。

また、A社は、「申立期間①以前から作成している正社員に係る住所録には、申立人の記録は確認できない。」旨回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

2 申立人は、申立期間②当時、「C社に勤務していた。」と主張しているが、C社は、「当時の関係資料は無く、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等については確認できない。」と回答しており、申立人に係る勤務の実態は確認できない。

また、申立人が記憶する当時の同僚は、申立期間②より後の昭和 42 年に厚生年金保険被保険者資格を取得している上、連絡先が不明であり、申立人の厚生年金保険の加入状況等についての証言が得られない。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

- 3 申立人は、申立期間③当時、「D社に勤務していた。」と主張しているが、D社は、「当時はまだ、現場の職人を社員として雇用しておらず、厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している上、申立期間③において厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員のうち回答のあった者（6人）は、「申立人のことを知らない。」と証言しており、申立人に係る勤務の実態は確認できない。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

- 4 このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除について推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 1031

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 11 月 1 日から 31 年 7 月 31 日まで  
昭和 28 年 11 月 1 日から A 社に入社し、29 年 10 月ころまで B 工場において、C、D、E に係る補助業務を担当し、その後 31 年 7 月に退職するまで F 工場において G、H の補助業務などに従事していた。当初は臨時雇用だった可能性もあるが、約 3 年間勤務しているので、厚生年金保険の加入記録が全く無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の同僚の証言から、勤務期間は特定できないが、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は自らの雇用形態について、「勤務期間中はずっと兼業農家であり、農作業との兼ね合いから入社当初は早めに退社することが認められていたので、申立期間の初めは臨時雇用であったかもしれない。」と述べている上、「当時は H と G の仕事があり、通常は一人の業務としてはどちらかに固定されていた。申立人は、両方の仕事について補助的な業務をしていたのならば、臨時雇用だったかもしれない。」とする同僚二人の証言から、申立人は臨時雇用の社員であったことがうかがえるところ、申立てに係る事業所の給与事務担当者（当時）は、「例えば、農閑期の農家を季節限定の臨時社員として雇用する場合、本採用前の数か月間は試用期間として雇用する場合があった。このような場合には厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言しており、同事業所の事業主は従業員全員までは厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立てに係る事業所は、「当社が作成した健康保険取得名簿にも申立人の記録は無く、健康保険番号に欠番が無いことから、申立人は正社員でなかったことがうかがえる。」旨回答している。

さらに、申立ての事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除について推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。